第1回 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会

(横浜市日野南地域ケアプラザ第4期) 議事録				
日		時	令和3年12月14日(火) 午後1時00分から2時30分まで	
開	催場	所	港南区役所 6 階 603 会議室	
			【選定委員会委員】	
出	席	者	委員長 横倉 聡(東洋英和女学院大学 特任教授)	
			委員 上田 昭則(日野南連合自治会長)	
			内田 円(日野地区社会福祉協議会会長)	
			江草 和彦(中小企業診断士)	
			杉山 静枝(日野南地区民生委員児童委員協議会会長)	
			田代 孝之(日野連合町内会長)	
			田野井 裕子(日野地区民生委員児童委員協議会会長)	
			田村 加代子(日野南地区社会福祉協議会会長)	
			中野 しずよ (認定 NPO 法人市民セクターよこはま 理事長)	
			(五十音順)	
			【事務局】	
			港南区福祉保健センター長飛田千絵	
			福祉保健課長 佐藤 潤	
			福祉保健課事業企画担当係長 福岡 智央	
			福祉保健課事業企画担当 鈴木 梨紗、児島 智之	
欠	席	者	なし	
開	催形	態	公開(一部非公開)(傍聴者なし)	
議		題	1 あいさつ	
			2 委員紹介	
			3 指定管理者選定の概要について	
			4 地域ケアプラザの概要について	
			5 委員長・職務代理者の選任について	
			6(1) 委員会の公開・非公開について	
			(2) 横浜市日野南地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュールについて	
			(3) 横浜市日野南地域ケアプラザ公募要項について	
			(4) 評価基準・審査方法について	
決	定事	項	1 委員長に横倉委員を選出、委員長が職務代理者に中野委員を指名。	
			2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とする	
			ことを決定。	
			(1) 指定管理者選定スケジュール、公募要項及び評価基準・審査方法に関する	

審議

- (2) 指定候補者の選定・次点候補者の決定に関する審議
- 3 指定管理者選定スケジュールについて、事務局案のとおり決定。
- 4 公募要項等について、事務局案のとおり決定。
- 5 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。

1 あいさつ

2 委員紹介

選定委員9名中9名出席。半数以上の出席により、本委員会は成立することを 確認。

3 指定管理者選定の概要について

事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、会議録の公表について説明。

<u>4</u> 地域ケアプラザの概要について

事務局から地域ケアプラザの機能及び実施事業について説明。

5 委員長・職務代理者の選任について

横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、 委員長に横倉委員を選出。委員長が職務代理者に中野委員を指名。

議事

6(1) 委員会の公開・非公開について

事務局から公開することにより、適正な審査が阻害されると認められるため、 次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。

- ・指定管理者選定スケジュール、公募要項及び評価基準・審査方法に関する審議
- ・指定管理者の選定・次点候補者の決定に関する審議

※なお、応募団体の面接(プレゼンテーション及びヒアリング)は、面接審査を 受けている団体以外の応募団体を除き公開。

(委員)

非公開とする審議事項について、情報はいつまで非公開となるのか。

(事務局)

案で非公開としている事項を委員会で審議する際は非公開で審議を行い、情報は委員会内でのみの取り扱いとする。審議の結果、確定した情報については公表後、公開という取り扱いになる。

審議の結果、案のとおり決定した。

6 (2) 横浜市日野南地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュールについて

事務局よりスケジュール案について説明。

(委員)

質問受付期間が設けられているが誰が誰に対して質問をするのか。

(事務局)

応募団体からの公募要項などに関する質問を事務局で受け付ける。

(委員)

現指定管理者以外の団体が書類作成するにあたり2か月の公募期間は十分か。 より多くの団体が応募できるよう配慮が必要に思う。

(委員)

応募を考える団体は数年前から準備してくるので2か月で十分に思う。

(事務局)

ホームページでの公募の周知を公募要項配布開始より早くから行うことを案としている。

審議の結果、案のとおり決定した。

6 (3) 横浜市日野南地域ケアプラザ指定管理者公募要項について

事務局より公募要項、応募関係書類の案について説明。

(委員)

地域ケアプラザの指定管理業務に従事すべき常勤職員が欠員となった場合、その欠員期間に応じて指定管理料の返還を求めるとあるが、欠員にならないよう監督を求める。

(事務局)

区として地域ケアプラザとの連携を密に行い欠員とならないようサポートしていく。

(委員)

令和3年9月末時点で高齢者人口は6,000人未満ということだが今後6,000人以上となった場合、職員の配置人数は増えるのか。

(事務局)

毎年9月末時点の高齢者人口を基に翌年度の職員の配置人数を確定しており、 令和4年9月末時点で6,000人以上となった際は令和5年度より配置人数が増える。

審議の結果、案のとおり決定した。

6(4) 評価基準及び審査方法について

事務局より評価基準及び審査方法の案について説明。

○評価について

- ・評価基準項目及び審査の視点は公募要項17~21ページに記載のとおり。
- ・評価方法は、評価項目ごとに5段階で採点を行い、各項目の5段階評価に それぞれ係数を乗じて、項目の評点を算出する。
- ・財務状況の評価については、健康福祉局が委託した評価機関の評価結果を 参考にして財務に関する有識者が評価を行い、財務に関する有識者以外は、 財務に関する有識者の評価結果及び評価をつけた理由を参考に各自評価を 行う。
- ・前期の指定管理業務の実績については、事務局が案内する実績報告等を参 照し選定委員会で評価を行う。

○集計方法について

- ・申請団体の得点は、すべての選定委員の評価結果を合計したものとする。 選定委員が欠席した場合は、残りの委員の合計点数で評価することとする。
- ・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保する ため最低制限基準を設定する。5段階評価の場合、3が中間点で60%であ るため、前期の指定管理業務の実績評価を除く点数に出席委員の人数を乗 じた合計点数の60%を最低制限基準とする。

○審査方法について

- ・書類による事前の仮審査を行い、応募団体のヒアリングを踏まえた上で本 評価を行う。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、1団体30~45分とする。
- ・面接時の資料変更、追加について、応募受付締切までの内容変更又は書類 の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に資料を配付することや差し替え、又はパワーポイント等で説明を することについては認めるが、事前に申し出を必要とする。

○指定候補者について

- ・選定委員会での得点が最も高い団体を「指定候補者」とし、次に高い団体 を「次点候補者」とする。なお、施設に応募したすべての団体が最低制限 基準に満たなかった場合は再公募を行う。
- ・同点1位の団体が複数発生した場合の取り扱いについて、次の順で指定候補者を選定する。
 - ①採点で高得点をつけた委員が多かった団体
 - ②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体
 - ③小項目で満点が多かった団体
 - ④委員長を含む出席委員による投票
 - ⑤委員長を除く出席委員による投票

	審議の結果、案のとおり決定した。
	1 資料
	(1) 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿
	(2) 地域ケアプラザの指定管理者選定について
	(3) 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱
	(4) 横浜市港南区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱
 資 料	(5) 港南区地域ケアプラザ紹介冊子「もっと知って使って!地域ケアプラザ」
資 料 	(6) 会議の公開・非公開について (案)
 特記事項	(7) 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者選定スケジュール(案)
村 記 爭 垻	(8) 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者公募要項(案)
	(9) 横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類(案)
	(10)評価基準及び審査方法について(案)
	2 特記事項
	次回は、令和4年4月中旬に開催予定。